

香川県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月25日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第1号

香川県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

香川県教育委員会事務局組織規則（昭和44年香川県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(総務課の分掌事務) 第3条 略 (1)～(14) 略 <u>(15) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等に関する</u> <u>こと。</u> (16)～(19) 略</p>	<p>(総務課の分掌事務) 第3条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(14) 略 (15)～(18) 略</p>
<p>(義務教育課の分掌事務) 第4条 略 (1) 市町立<u>(市町が設置する学校組合立を含む。以下同じ。)</u>の幼稚園、 小学校及び中学校の設置、廃止及び組織編制に関すること。 (2)～(10) 略 (11) 市町教育委員会<u>(市町が設置する学校組合に置かれる教育委員会を</u> <u>含む。以下同じ。)</u>に対する指導、助言及び援助並びに市町教育委員会 相互の間の連絡調整に関すること。 (12)～(16) 略</p>	<p>(義務教育課の分掌事務) 第4条 義務教育課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。 (1) 市町立の幼稚園、小学校及び中学校の設置、廃止及び組織編制に関 すること。 (2)～(10) 略 (11) 市町教育委員会に対する指導、助言及び援助並びに市町教育委員会 相互の間の連絡調整に関すること。 (12)～(16) 略</p>
<p>(保健体育課の分掌事務) 第7条 略 (1)～(9) 略 (10) 香川県立体育館、香川県立三豊体育館、香川県立大川体育館、香川 県立武道館及び香川県立総合水泳プール並びに香川県総合運動公園及び 香川県立丸亀競技場に関すること。 (11) 略</p>	<p>(保健体育課の分掌事務) 第7条 保健体育課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(9) 略 (10) 香川県立体育館、香川県立三豊体育館、香川県立大川体育館、<u>香川</u> <u>県立屋島陸上競技場</u>、香川県立武道館及び香川県立総合水泳プール並び に香川県総合運動公園及び香川県立丸亀競技場に関すること。 (11) 略</p>

(生涯学習・文化財課の分掌事務)

第8条 略

(1)～(18) 略

(19) 香川県立図書館、香川県立屋島少年自然の家、香川県立五色台少年自然センター、香川県立ミュージアム及び香川県埋蔵文化財センターに関する事(知事の事務部局の所管に属するものを除く。)

(20) 略

(生涯学習・文化財課の分掌事務)

第8条 生涯学習・文化財課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(18) 略

(19) 香川県立図書館、香川県立屋島少年自然の家、香川県立五色台少年自然センター、香川県歴史博物館、香川県文化会館及び香川県埋蔵文化財センターに関する事(知事の事務部局の所管に属するものを除く。)

(20) 略

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。